

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方を全力で支援します！！

# 店舗営業休業支援金

店舗休業後に  
申請してください

## ① 店舗営業休業支援金とは？

令和2年4月6日から5月31日までに、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市内にある店舗での通常営業日の店舗営業を計6日以上、全日全館休業した実績に対する支援金です。

② 支援金 **20** 万円（申請は1事業者1回限り）

## ③ 手続き期間

令和2年5月1日(金)～令和2年6月1日(月) [当日消印有効]

## ④ 対象要件

小規模企業者・個人事業主で、下記の(1)から(8)の要件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 市内に店舗がある。
- (2) 申請日時時点で1年以上の事業実績がある。
- (3) 市税を完納している。
- (4) 店舗は、看板等により一般消費者が視認できる。
- (5) 「3密」の状態になり得る店舗で、モノやサービスを一般消費者に提供している。
- (6) 次の7業種を行う店舗である。  
(小売業、物品賃貸業、宿泊業、飲食店、洗濯・理容・美容・浴場業、娯楽業、学習支援業)
- (7) 4月6日以降、通常営業日を、計6日以上全日全館休業した。
- (8) 感染拡大防止を目的とした休業である。  
(自己都合による休業は含めない)

## ⑤ 申請方法

感染拡大防止のため、申請は郵送にて受け付けます。

申請書兼請求書・チェックシートは、下記周南市ホームページからダウンロードしてください。

([https://www.city.shunan.lg.jp/site/covid19/5174\\_2.html](https://www.city.shunan.lg.jp/site/covid19/5174_2.html))

チェックシートを必ず確認してください。

【提出書類】

- (1) 申請書兼請求書
- (2) 業種、1年以上の事業実績がわかる書類  
(確定申告書一式の写し)
- (3) 通帳の写し  
(申請者名義の口座、番号が確認できる部分)
- (4) 6日以上休業実績が確認できる書類  
(休業していることを告知する貼り紙の写真、営業カレンダー、HPの写しなど)

## 郵送先・問い合わせ

〒745-8655 周南市岐山通1-1

周南市 産業振興部 商工振興課 あて Eメール:shoko@city.shunan.lg.jp

電話 0834-22-8373(平日の8時30分～17時15分)

【郵送での提出をお願いします(不明な点は上記までお問い合わせください)】

周南市 コロナ 支援

検索



←事業者支援を  
まとめています